

## 29. 新型コロナウイルス感染予防対策助成

1.事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染防止対策を図ることを目的として有用な物品を購入した会員事業者に対して、その購入費用の一部を助成する。</li> </ul>
2.助成期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月1日～令和4年2月15日</li> <li>※ただし、先着順とし予算到達次第受付終了します。</li> </ul>
3.助成予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,500万円</li> </ul>
4.助成対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県内にある認可営業所において助成期間に助成対象物品を新たに購入した会員事業者</li> </ul>
5.助成対象物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスク</li> <li>使い捨てポリエチレン手袋</li> <li>消毒、除菌関連[アルコール消毒液、アルコールスプレー・アルコール消毒ジェル、アルコールティッシュ、空気清浄機、抗菌コーティング、消毒クリーニング]</li> <li>飛沫対策関連[飛沫防止パーテーション、フェイスシールド、マウスシールド、防護服、納体袋]</li> <li>検査関連[検温器（サーマルカメラ・サーモグラフィ）PCR等検査キット（PCR、抗原、抗体）、PCR等検査費用]</li> <li>その他感染防止対策に資するもの</li> </ul>
6.助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>1会員上限30,000円 ※購入金額の1/2（消費税除く千円未満切捨て）</li> </ul>
7.助成条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の条件をすべて満たしていることを必要とします。</li> <li>①静岡県トラック協会の会員となり、2カ月以上経過していること。</li> <li>②本助成申請時の直近までの会費が完納されていること。</li> <li>③社会保険に加入していること。</li> </ul>
8.申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請は<u>1会員1回限り</u>といたします。</li> <li>「新型コロナウイルス感染予防対策助成金交付申請書」に、下記の書類を添付し静岡県トラック協会業務課宛に提出してください。（郵送可）</li> <li>①領収書（会社宛て）の写し</li> <li>②厚生労働省年金局発行の直近の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し</li> <li>③助成金振込先金融機関の通帳等の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>※金融機関（支店）名・口座名義・口座番号記載のもの。</li> <li>※当座預金の場合は小切手帳の写し等振込先情報が確認できるもの</li> </ul> </li> </ul>